

連載

# 自治基本条例

No.8

## 国やほかの自治体などとの連携・協力（第34条）

「名寄市自治基本条例」は本市のまちづくりを進めるための基本ルールです。先月号に引き続き「名寄市自治基本条例」が定める「基本原則によるまちづくりの推進」について紹介します。

### 情報収集および管理（第30条）

市は、市政に関する情報の収集・整理・保存・管理について、正確で適正にこれを行わなければならぬ。

### まちづくり活動支援（第32条）

市長等は、まちづくりにかかるNPOなどの市民団体と積極的に連携・協力し、支援するよう努めなければならない。

### （ミニ）ティ支援（第33条）

市民と市は、地域単位の住民活動が自治の重要な担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めなければならない。

### 市民の学習環境の整備（第31条）

市長等は、市民がまちづくりに関する情報を共有し、主体的な活動に生かすことができるよう、各地域にまちづくりに関する学習の場を整備しなければならない。

市民や市は、積極的に海外の自治体や組織と友好・連携を深め、そこから得られた有益な情報や知識をまちづくりに生かすように努めるものとする。

市は、國や北海道、近隣自治体との情報共有と相互理解に立ち、連携・協力して広域的に共通するまちづくりの課題の解決に努めるものとする。

### 条例の検討および見直し（第35条）

市は、この条例の施行から5年以内に、市民の意識や社会状況の変化などを考慮して検討と見直しを行い、この条例の改正を含めて必要な措置を行うものとする。

## 自治基本条例の見直し作業を進めています

自治基本条例施行（平成22年4月）から5年目を迎え、同条例第35条に基づく「条例の検討や見直し」を行うため、平成27年4月に有識者会議を設置しました。

有識者会議では、同条例の理解を深めながら、アンケート（平成26年11月実施）や同条例制定以降の社会状況の変化などを考慮し、同条例の点検作業を行っています。

平成27年の秋頃までに、有識者会議と市の府内検討会議で同条例の見直し作業を行います。

### 問い合わせ

企画課企画調整係

（名寄庁舎3階）

◆ 01654③2111  
(内線3311)

FAX 01654③9083

E-mail ny-kikaku@city.nayoro.lg.jp

- 出前トークの実施
- 公開講座（道北地域研究所）

- 町内会、地域連絡協議会の活動支援

